

議案第 105 号

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市法定外公共物管理条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

(1) 道路の占用に関する占用料

占用物件		単位	占用料
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	350 円
	第 2 種電柱		540 円
	第 3 種電柱		730 円
	第 1 種電話柱		320 円
	第 2 種電話柱		500 円
	第 3 種電話柱		690 円
	その他の柱類		32 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	2 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	310 円

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 9 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	6 3 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2 7 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 6 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	6 3 0 円
法第 3 2 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 7 0 ミリメートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 3 円
	外径が 7 0 ミリメートル以上 1 0 0 ミリメートル未満のもの		1 9 円
	外径が 1 0 0 ミリメートル以上 1 5 0 ミリメートル未満のもの		2 8 円
	外径が 1 5 0 ミリメートル以上 2 0 0 ミリメートル未満のもの		3 8 円
	外径が 2 0 0 ミリメートル以上 3 0 0 ミリメートル未満のもの		5 7 円
	外径が 3 0 0 ミリメートル以上 4 0 0 ミリメートル未満のもの		7 6 円
	外径が 4 0 0 ミリメートル以上 7 0 0 ミリメートル未満のもの		1 3 0 円
	外径が 7 0 0 ミリメートル以上 1, 0 0 0 ミリメートル未満のもの		1 9 0 円
	外径が 1, 0 0 0 ミリメートル以上のもの		3 8 0 円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			630円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円	
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1年	96円	

	るものを除く。)		一トルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ		630円
令第7条第3号に掲げる施設		一トルにつき1年		Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メ 一トルにつき1月		96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設				63円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの

面積若しくは長さ 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占有をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における占有料の額は、各年度ごとに算定するものとする。

8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

9 占有料の額が100円に満たないときは、100円とする。

(2) 河川等の占有に関する占有料

占有物件		単位	占有料
電柱、電話柱等の柱類（支線及び支柱を含む。）		1本につき1年	680円
架空電線			5円
看板		表示面積1平方メートル	570円
広告塔		につき1年	2,310円
水管等の管類	外径 0.1 メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
	外径 0.1 メートル以上のもの		190円
橋りょう又は通路		占有面積1平方メートル	475円
その他の工作物		につき1年	630円
工作物を設けない場合		占有面積1平方メートル につき1年	360円

備考

- 1 表示面積とは、看板又は広告塔の表示部分の面積をいう。
- 2 占有をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における占有料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 3 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 4 各年度ごとの占有をすることができる期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 5 占有料の額が100円に満たないときは、100円とする。

(3) 生産物の採取料

区分		単位	金額
土砂		1立方メートルにつき	80円
砂			90円
砂利、砂れき、くり石又は玉石			110円
転石	粒径が0.3メートル以下のもの	1個につき	50円
	粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの		80円
	粒径が0.45メートルを超えるもの		110円
埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		1立方メートルにつき	25円
竹木、あし又はかや		採取量1立方メートルにつき	時価を勘案して、市長

備考

- 1 採取をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における採取料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 2 土砂等の体積が1立方メートル未満であるとき、又は土砂等の体積に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 3 採取料の額が100円に満たないときは、100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用等の許可をしたものから適用し、同日前に占用等の許可をしたものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市法定外公共物管理条例新旧対照表

改正後			改正前			
別表（第8条関係） （1）道路の占用に関する占用料			別表（第8条関係） （1）道路の占用に関する占用料			
	占用物件	単位	占用料		金額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350円	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		540円	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		730円	第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		320円	第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		500円	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		690円	第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		32円	その他の柱類		72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	地下電線その他地下に設ける線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円	郵便差出箱		600円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円	
		外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円	
		外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円	
		外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円	
		外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円	
		外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの		76円	
		外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの		130円	
		外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの		190円	
		外径が1,000ミリメートル以上のもの		380円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		630円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		480円		
	地下に設ける通路		290円		
その他のもの		630円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		10円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		96円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48円	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	
		外径が1メートル以上のもの		950円	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		1,400円
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	
階数が2のもの			Aに0.005を乗じて得た額		
階数が3以上のもの			Aに0.006を乗じて得た額		
上空に設ける通路			2,900円		
地下に設ける通路			1,500円		
その他のもの		1,400円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		44円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1か月		440円	

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	630円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63円	

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円
		その他のもの	1本につき1か月	440円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	440円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	4,400円
		その他のもの		2,200円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月	440円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メー

に0.01平方メートル若しくは0.01メートル未
満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又は
その端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するも
のとする。

7 占有をすることができる期間が翌年度以降にわたる
場合における占有料の額は、各年度ごとに算定するも
のとする。

8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る
占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1
年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、な
お、1月未満の端数があるときは1月として計算し、
占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占
用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月
未満の端数があるときは1月として計算するものとす
る。

9 占有料の額が100円に満たないときは、100円
とする。

トル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1
平方メートル又は1メートルとして計算するものとす
る。

7 占有をすることができる期間が翌年度以降にわたる
場合における占有料の額は、各年度ごとに算定するも
のとする。

8 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る
占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1
年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、な
お、1か月未満の端数があるときは1か月として計算
し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係
る占有の期間が1か月未満であるとき、又はその期間
に1か月未満の端数があるときは1か月として計算す
るものとする。

9 占有料の額が100円に満たないときは、100円
とする。

(2) 河川等の占用に関する占用料

占用物件		単位	占用料
電柱、電話柱等の柱類（支線及び支柱を含む。）		1本につき1年	680円
架空電線			5円
看板		表示面積1平方メートルにつき1年	570円
広告塔			2,310円
水管等の管類	外径0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
	外径0.1メートル以上のもの		190円
橋りょう又は通路		占用面積1平方メートルにつき1年	475円
その他の工作物			630円
工作物を設けない場合		占用面積1平方メートルにつき1年	360円

備考

- 1 表示面積とは、看板又は広告塔の表示部分の面積をいう。
- 2 占用をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メー

(2) 河川等の占用に関する占用料

占用物件		単位	金額
電柱、電話柱等の柱類（支線及び支柱を含む。）		1本につき1年	680円
架空電線			5円
看板		表示面積1平方メートルにつき1年	570円
広告塔			2,310円
水管等の管類	外径0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
	外径0.1メートル以上のもの		190円
橋りょう又は通路		占用面積1平方メートルにつき1年	475円
その他の工作物			630円
工作物を設けない場合		占用面積1平方メートルにつき1年	360円

備考

- 1 表示面積とは、看板又は広告塔の表示部分の面積をいう。
- 2 占用をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メー

トル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

4 各年度ごとの占有をすることができる期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

5 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

トル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

4 各年度ごとの占有をすることができる期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。

5 占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

(3) 生産物の採取料

区分		単位	金額
土砂		1立方メートルにつき	80円
砂			90円
砂利、砂れき、くり石又は玉石			110円
転石	粒径が0.3メートル以下のもの	1個につき	50円
	粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの		80円
	粒径が0.45メートルを超えるもの		110円
埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		1立方メートルにつき	25円
竹木、あし又はかや		採取量1立方メートルにつき	時価を勘案して、市長が定める額

(3) 生産物の採取料

区分		単位	金額
土砂		1立方メートルにつき	80円
砂			90円
砂利、砂れき、くり石又は玉石			110円
転石	粒径が0.3メートル以下のもの	1個につき	50円
	粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの		80円
	粒径が0.45メートルを超えるもの		110円
埋立てに伴うしゅんせつ、又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		1立方メートルにつき	25円
竹木、あし又はかや		採取量1立方メートルにつき	時価を勘案して、市長が定める額

備考

- 1 採取をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における採取料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 2 土砂等の体積が1立方メートル未満であるとき、又は土砂等の体積に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 3 採取料の額が100円に満たないときは、100円とする。

備考

- 1 採取をすることができる期間が翌年度以降にわたる場合における採取料の額は、各年度ごとに算定するものとする。
- 2 土砂等の体積が1立方メートル未満であるとき、又は土砂等の体積に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 3 採取料の額が100円に満たないときは、100円とする。